

北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント**への回答（案）**

資源エネルギー庁
平成 26 年 9 月 29 日

【総論】

① 原子力発電が停止した東日本大震災以降及び前回の値上げ後の経営努力を明確に説明しているか。

○ 北海道電力は、原子力発電が停止した東日本大震災以降及び前回の値上げ後の経営努力として、それぞれ以下の通り説明している。

・（人件費）

役員報酬や月例賃金の削減、賞与の削減、人事労務諸制度の見直しに加え、一般厚生費のさらなる削減を実施。

・（需給関係費）

燃料調達方法の多様化（海外炭の購入価格低減）や、石油より安価な国内炭の追加調達、購入を中心とした卸取引の最大限の活用など、需給関係費削減につながるあらゆる取り組みを進める。

・（設備投資関連費用および修繕費）

多様な発注方式の採用などによる資機材調達コストの低減や工事実施時期や工事内容の見直しなどにより、さらなる削減を図っている。

・（諸経費等）

効率的なエネルギー利用に係る活動内容の精査やイメージ広告の休止などにより、普及開発関係費の支出抑制に努めることに加え、人材の育成や電気事業に係る技術研究などについても、実施内容を厳選し支出を絞るなど、徹底した費用削減に取り組んでいる。また、「ほくでん住まいの省エネ情報館 マドレ」を閉館のほか、広報紙（「あなたのでんき」）のモノクロ化などのコスト削減や、次年度以降への影響を勘案しつつ、一時的に支出削減が可能な案件を積み重ねることにより、諸経費等の一層の削減を図っている。

○ こうした取り組みの結果、「現行（平成 25～27 年度）の電気料金に反映している効率化額と国から示された査定方針に基づく補正額の合計への対応については、費用支出の繰り延べを除いても総額で概ね達成している状況。」としており、費用項目について内訳を提示している。

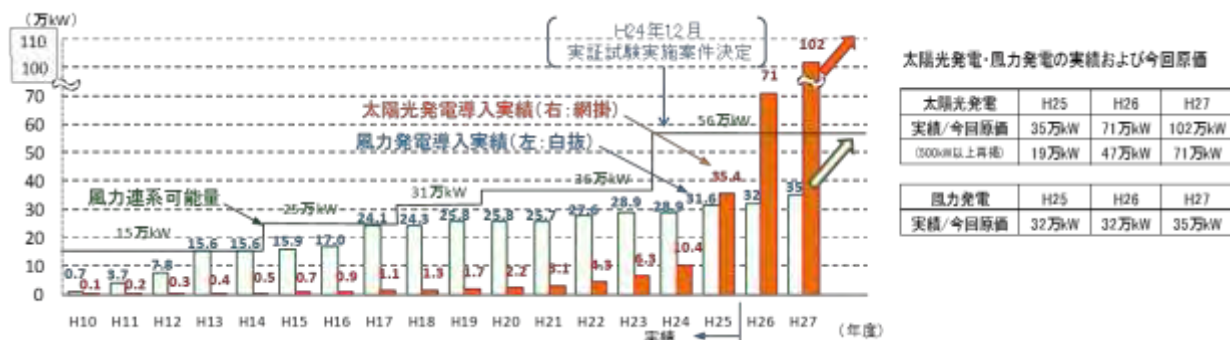
○ また、「平成 27 年度の計画については、現時点で考えている取り組みを提示したものであり、来年度に向けて引き続き、効率化のさらなる上積みを図っていく。」「毀損した純資産の早期回復方策として、渇水準備引当金の取崩しを実施したほか、500 億円の優先株を発行した。」としている。

【燃料費、購入電力料等】

② メリットオーダーを徹底するための方策について、原油や石炭のほか、水力や再生可能エネルギー、LNGの今後の活用見通しを含め、明確に説明しているか。

- 北海道電力は「需給計画の想定は、安定供給上必要な供給予備力の確保および系統の安定維持に必要な発電機の並列など需給運用に係る制約を考慮した上で、経済合理性に基づき、継続的に低廉で安定した電力の供給が行えるよう計画を想定している。」としている。
- また「水力発電所の作業停止については、供給力としての必要性や発電電力量の減少による費用への影響等を考慮した上で優先順位を設け、計画的に実施していく。」とし、「再生可能エネルギーについては、至近実績や新規申し込み状況を踏まえ、既存調整力において最大限連系可能な範囲内で織込んでいく。」としている。
- さらに「LNG火力については、既設火力発電所の経年化への対応、燃料種の多様化、電源の分散化を図り、将来的な電力の安定供給を確実なものとするため、石狩湾新港発電所（LNG火力）の導入を計画し、1号機は2019年2月に運転を開始する予定。」としている。

◇新エネルギーの原価への織込みについて（第17回電気料金審査専門小委員会資料4）



◇石狩湾新港発電所の計画概要、主要スケジュール（第16回電気料金審査専門小委員会資料5）

【計画概要】

発電所	出力(万kW)	着工	運転開始
1号機	56.94	2015年 9月	2019年 2月
2号機※	56.94	2018年11月	2021年12月
3号機※	56.94	2025年11月	2028年12月
合 計	170.82		

※「新しい火力電源入札の運用に係る指針」における入札対象電源。

【主要スケジュール】

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
環境影響評価		▼3/17評価書届出 ▼3/24確定通知受領 ▼4/24 手続本終了							
建設工程		詳細設計							
		▼8/18開始 ▼着工(9月) (準備工事)	1号機建設工事			▼試運転開始			
						▼着工(11月) (準備工事)	2号機建設工事		
								▼試運転開始	

- 査定方針案においては、火力燃料費における電源別の供給電力量の分配について「北海道電力の燃料計画について、需給運用に係る制約を考慮した上で、燃料単価の低い発電所から順に運転することを基本に計画を策定していることを確認した。」としている。
- また、電源別についてはそれぞれ以下の通りとしている。
 - ・(水力発電)

電源別の供給電力量のうち、自社水力発電については、一般水力と揚水式からなり、それぞれ発電電力量を算定している。一般水力については可能発電電力量から作業停止計画による減少分を控除して算定される。北海道電力は、今回の申請において、前回認可時の想定に比べ、一般水力については前回計画以降に発生した機器の故障による作業停止計画の追加により、発電電力量の減少を想定している。また、揚水式については、原子力発電所の発電再開時期の見直しに伴い、発電電力量の減少を想定している。しかしながら、原価算定期間より前に修繕が可能だったのではないかという指摘を踏まえ、前回認可からの作業停止計画の追加による発電電力量の減少については、電源構成変分認可制度に基づく社会的経済的事情の変動によるものとは位置付けられないため認めるべきではない。また、一般水力の可能発電電力量については、過去30ヵ年（昭和58（1983）年度～平成24（2012）年度）の河川からの流入実績を用いて算定していることを確認したが、既に平成25（2013）年度の流入実績が確定しており、これを織り込むことにより可能発電電力量が増加することから、原価への織り込みについても、至近実績に置き換えるべきである。これらの結果をもとに、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量の再算定を行い、その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額すべきである。

- ・（再生可能エネルギー）

再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）については、北海道電力において、既存系統による調整が可能な範囲内で、直近実績を踏まえて織り込んでいることを確認した。しかし、平成26年度分については、他社の太陽光・風力共に前回認可時の想定よりも電力量が減少している。これは、申込事業者事由による受給開始時期の遅れや計画の中止を理由とするもの（太陽光）、直近の実績置き換えにより想定量が減少するもの（風力）等を理由とするものである。特に、太陽光については、電圧別に見た場合、低圧及び高圧の発電量は増加しているにもかかわらず、特別高圧の発電量が大きく減少したことが、全体の発電量減少につながっている。今般の値上げにおいて、再エネを最大限織り込むことにより、燃料費を削減し、値上げ幅を極力圧縮することが求められている点に鑑みれば、他社受電分についても、少なくとも前回認可時の計画に基づく発電量は維持する必要がある、前回認可時の想定から減少した分（ただし、各年度毎の電源別発電量の減少分に限る）については、原価上は、電源構成変分認可制度に基づく社会的経済的事情の変動によるものとは位置付けられないため、認めるべきではない。また、発電電力量の算定に当たっては過去実績の平均受電率を用いているが過去の傾向がより適切に反映されるようにすべきである。これに伴い、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量の再算定を行い、その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額すべきである。

- ・（火力発電）

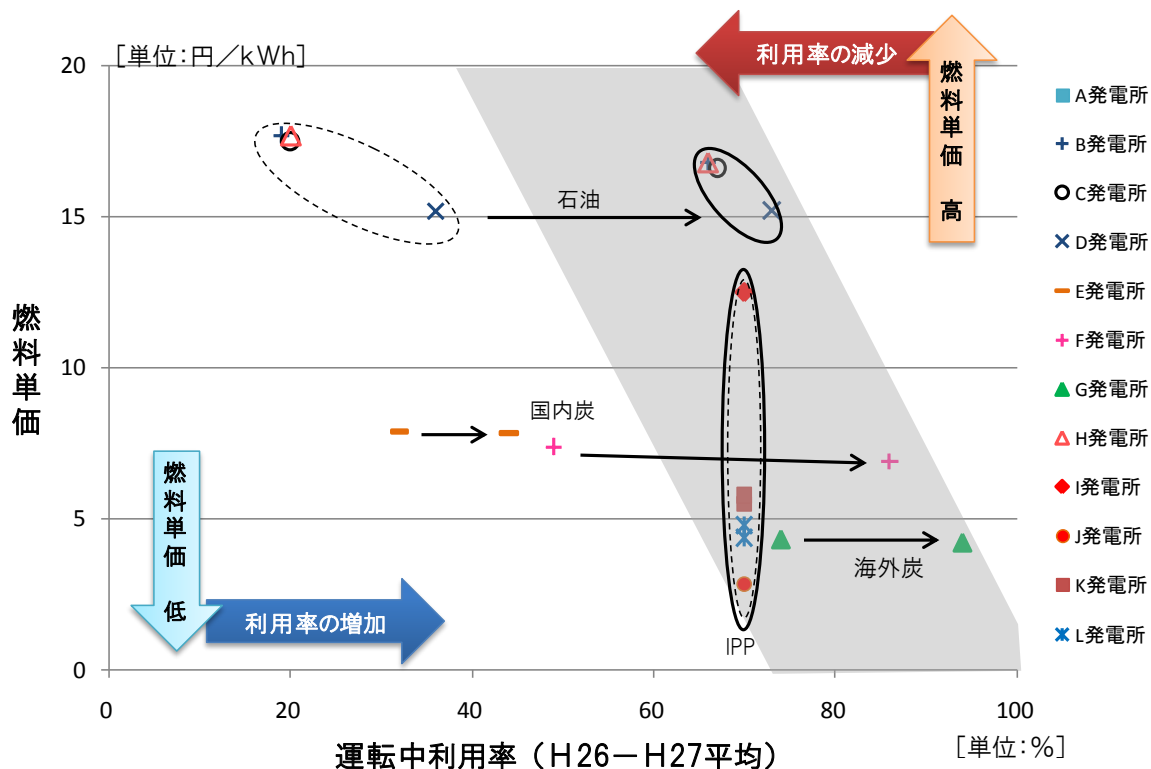
申請における自社火力の発電所別の発電電力量は、発電所の定期検査や補修停止等を考慮した上で、メリットオーダーに基づき算定されていることを確認した。具体的には、自社火力発電所については海外炭をベースからミドル電源、国内炭及び石油をピーク電源として計画を想定しており、当該想定を基に各火力燃料の前回認可からの数量変動を見込んでいる。定期点検工期等について、最大限の努力を行い期間を短縮すべきであり、当該短縮に伴いより安価な電源の活用が見込まれる分については、料金原価から減額すべきである。なお、織り込み額の実際の算定に当たっては、正確性を確保する観点から、非公表を条件に、一般電気事業者に対し、電気事業法第106条に基づく報告徴収を行うべきである。」としている。

（査定方針案該当箇所：P19、P20、P21、P23、P24）

③自社電源も含めて他社から購入する電力量の算定に当たり、メリットオーダーを徹底していることを明確に説明しているか。

○ 北海道電力は「需給運用に係る制約を考慮した上で、燃料単価の低い発電所から高利用率となるよう計画を策定している。」としている。

◇運転中利用率（H26－H27平均）について（第15回電気料金審査専門小委員会資料8－3）



④ 使用済燃料再処理に関する日本原燃株式会社との契約について、内容と原価との関係を明確に説明しているか。

○ 北海道電力は「日本原燃分の積立金は、平成16年度までの原子力発電に対応している既発電分と平成17年度以降の原子力発電に対応した将来発電分の二つに区分され、今回の料金原価では泊発電所の稼働減を見込むことにより、将来分が前回原価と比較して2年平均で35億円減少の9億円の算入となっている。」としている。

◇使用済再処理等発電費の算定結果（第16回電気料金審査専門小委員会資料8-1）

（単位：億円）

	実績	今回：A				前回：B				差：C
	H25	H26	H27	H26～27 平均	H25	H26	H27	H25～27 平均	A-B	
制度措置分（日本原燃分） 積立金（将来分） 【注1】	-	-	18	9	10	61	60	44	▲ 35	
制度外分（海外分）	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他（輸送費）	1	1	5	3	1	1	5	2	1	
発電所構内の輸送	-	-	1	1	-	-	1	0	0	
六ヶ所再処理工場への輸送 【注2】	1	1	4	2	1	1	4	2	0	
海外再処理工場への輸送 【注3】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保険料・補償料	-	-	0	0	-	-	0	0	0	
合 計	1	1	23	12	11	62	65	46	▲ 34	

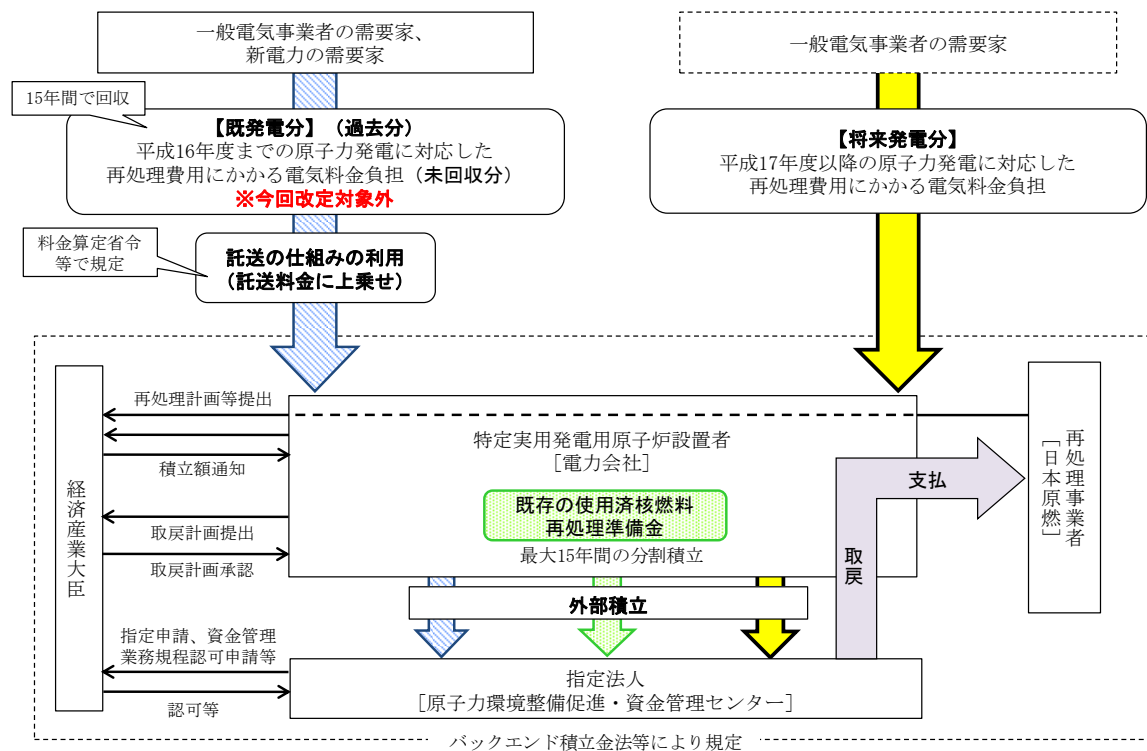
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

【注1】制度措置分（日本原燃分）の積立金（過去分）は使用済燃料再処理等既発電費のため、今回改定の対象外。

平成25年度実績は料金原価外の積立金利息を除いた金額。

【注2】核燃料物質輸送という特殊性から、費用の大部分を占める輸送船や輸送容器の減価償却費等の固定的費用の支払いが発生する。輸送料金については、輸送容器の調達等において競争入札を導入する方法により価格低減を図ることを前提として合意することとしている。

【注3】海外再処理工場への輸送業務は完了しているが、相手先との契約に基づき主に輸送容器の処分までの保管・保守費用を負担するもの。



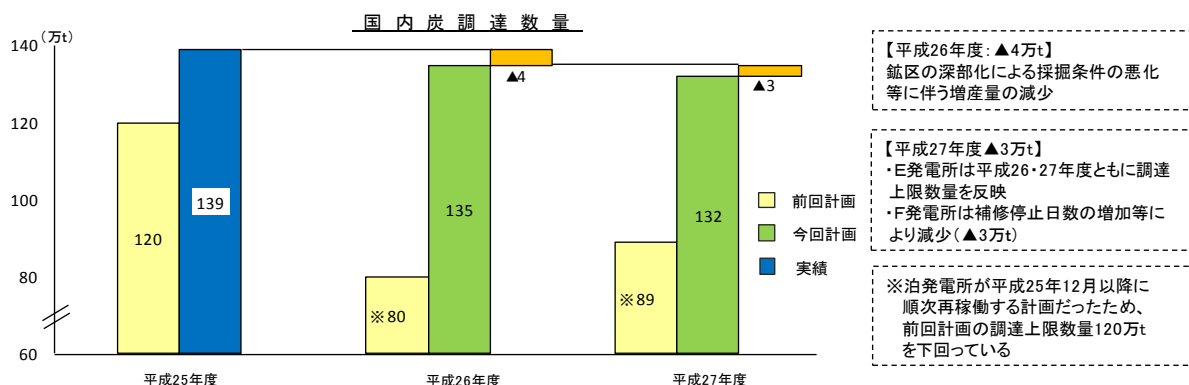
- 査定方針案においては「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他（輸送費）については、既契約等に基づいて算定されていることを確認した。」としている。

（査定方針案該当箇所：P45）

- ⑤ 燃料費の単価引下げの努力を徹底する必要がある。平成26年度135万t、平成27年度132万tと国内炭火力発電所の燃料調達見込量が減少している理由を明確に説明しているか。苫東厚真発電所における亜れき青炭導入試験の期間の短縮について検討を行い、明確に説明しているか。石狩湾新港発電所の運転開始時期の前倒しについて検討を行い、明確に説明しているか。

- 国内炭火力発電所の燃料調達見込み量について、北海道電力は「今回原価では、震災以降の増産により、深部化等採掘条件が悪化するなか、平成25年度の調達先へのヒアリングの結果、増産量が減少する調達先もあったことから、平成26年度については、引き続き調達が見込める最大量の135万tと想定、平成27年度については、補修停止日数の増加等により132万tと想定。」としている。

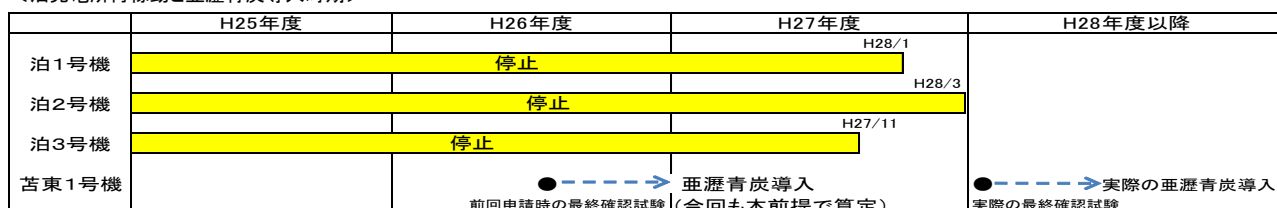
◇国内炭調達数量（第17回電気料金審査専門小委員会資料4）



- 苫東厚真発電所における亜瀝青炭導入試験について、北海道電力は「亜瀝青炭については、平成18年に苫東厚真発電所（1・2・4号機）での導入検討を開始した。亜瀝青炭は、通常燃焼用として採用するには、低発熱量、高水分、灰付着性等、品位的に問題点が多いため、豪州炭に混ぜて燃焼する必要がある。具体的な問題の発生状況や混焼の比率を確認するために、実機試験が不可欠であり、苫東厚真発電所1号機での実機試験を平成20年9月から開始した。その結果、ボイラー内部に灰が多く付着する現象により、燃焼上の不具合が起こり、必要な改善を施したため、最終確認試験を行う必要が生じた。最終確認試験（当初、平成23年3月の実施予定）は、震災の影響で延期され現在に至っているが、負荷変動試験も実施することから、供給予備力に余裕がなければ実施できないため、泊発電所の再稼働が条件となる。」としている。

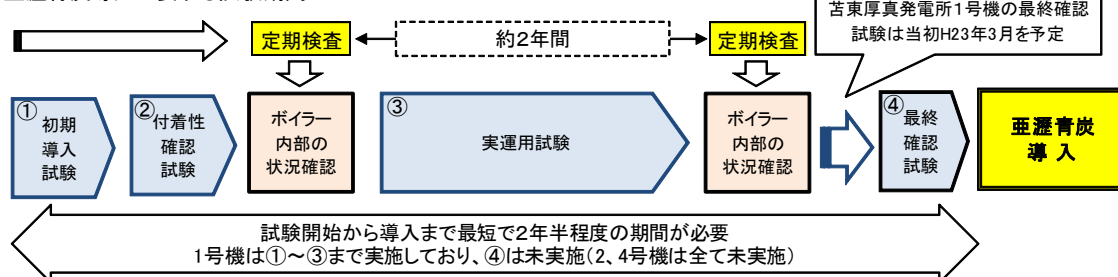
◇泊発電所再稼働と亜瀝青炭導入時期（第18回電気料金審査専門小委員会資料8）

<泊発電所再稼働と亜瀝青炭導入時期>



◇亜瀝青炭導入に要する試験期間（第18回電気料金審査専門小委員会資料8）

<亜瀝青炭導入に要する試験期間>



- 石狩湾新港発電所運転開始時期について、北海道電力は「既設火力発電所の経年化への対応、燃料種の多様化、電源の分散化を図り、将来的な電力の安定供給を確実なものとするため、石狩湾新港発電所（LNG火力）の導入を計画し、2014年4月24日に環境影響評価手続

きを終了、同年8月18日に準備工事を開始し、1号機は2019年2月に運転を開始する予定。」としている。

◇石狩湾新港発電所の計画概要、主要スケジュール（第16回電気料金審査専門小委員会資料5）

【計画概要】

発電所	出力(万kW)	着 工	運転開始
1号機	56.94	2015年 9月	2019年 2月
2号機※	56.94	2018年11月	2021年12月
3号機※	56.94	2025年11月	2028年12月
合 計	170.82		

※「新しい火力電源入札の運用に係る指針」における入札対象電源。

【主要スケジュール】

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
環境影響評価		▼3/17評価書届出 ▼3/24確定通知受領 ▼4/24 手続完了							
建設工程		詳細設計							
		▼8/18開始 ▼着工(9月) (準備工事)	1号機建設工事			▼試運転開始			
						▼着工(11月) (準備工事)	2号機建設工事		▼試運転開始

- 査定方針案においては、単価について「海外炭及び重油の追加調達単価について、調達単価が最も低価格なものの価格（いわゆるトップランナー価格）を原価織り込み価格とすべきである。なお、トップランナー価格の選定に当たっては、各電力会社の調達努力を阻害しないよう、申請会社以外の一般電気事業者のものから行うことが適当である。なお、織り込み額の実際の算定に当たっては、正確性を確保する観点から、非公表を条件に、一般電気事業者に対し、電気事業法第106条に基づく報告徴収を行うべきである。」としている。
- また、「海外炭については、各年度の購入価格は平成24年12月～平成25年2月の自社の各国別購入価格等を基に算定している。なお、平成27年度については亜瀝青炭活用による効率化を反映している。国内炭については長期契約分は前回時契約価格、スポット契約分は平成24年度契約価格を基に算定している。」としている。
- さらに、中長期的な取組として「北海道電力では、既設火力発電所の経年化への対応、燃料種の多様化、電源の分散化を図り、将来的な電源の安定供給を確実なものとするため、LNG火力として石狩湾新港発電所の導入を計画しており、平成31年2月の1号機の運転開始予定に向け、今後、LNGの調達を行っていくことを確認した。当該LNGの調達に当たっては、他事業者との連携も含め最大限のコスト削減を行うことが求められる。あわせて、1号機の建設に当たっては機器や工事の発注において競争発注を行ったところであるが、2号機以降については「新しい火力電源入札の運用に係る指針」に基づく火力電源入札制度を活用するなど、一層の努力が求められる。」としている。

（査定方針案該当箇所：P25、P27）

⑥購入電力料の単価引下げの努力は徹底されているか。

- 北海道電力は「泊発電所の停止により火力燃料費等が大幅に増加している中、卸電力取引所を活用した安価な電力の購入等によりコスト低減に努めている。」としている。
- また「供給力対策として購入している自家発余剰電力の購入について、購入単価の交渉の結果、平成25年度は前回査定後の単価水準を達成した。」としている。

- 査定方針案においては、他社火力について「電力量に係る算定においては直近の受電計画を反映しているが、単価に係る算定においては前回認可時の単価で算定している。他方で、他社火力ではあるものの、北海道電力株式会社の100%子会社であるとともに、親会社が調達する燃料（重油）と同等の調達単価で料金原価には織り込まれている。このため、親会社が調達する燃料の追加調達単価について、更なる効率化努力（トップランナー価格での原価織り込み価格）が求められたことに伴い、他社火力にも同様の効率化努力を求め、これを料金原価から減額すべきである。」とし、自家発火力（供給力対策）については「電力量に係る算定においては直近の実績を反映しているが、単価に係る算定においては前回認可時の単価で算定している。このため、電力量の増加分については、前回認可時の単価に、更なる効率化努力（一定水準の単価削減努力）を求め、これを料金原価から減額すべきである。」としている。

（査定方針案該当箇所：P34）

【経営効率化】

- ⑦ 費用項目別に見て、査定ベースの効率化が未達成のものについて、その理由を明確に説明しているか。

- 北海道電力は、前回の料金改定時に国から示された費用項目別の査定方針への対応として、平成25年度における人件費のうち役員報酬及び従業員の給料手当の対応状況について「役員報酬や月例賃金の削減が年度途中（9月）からの実施等のため未達成となった。」としている。また、退職給与金の年金資産運用収益率2%の設定については「平成25年度は既に0%で決定済みだったため未達成」としている。
- 平成26・27年度における従業員の給料手当の対応状況については「月例賃金削減の通年実施、さらには人事労務諸制度の見直しなどによる既実施分10億円程度（平成27年度継続実施）に、今後、労働組合との協議が必要な賞与削減などを合わせて達成を目指す。」としており、退職給与金の年金資産運用収益率の設定についても「平成26年度は2%で変更済み、平成27年度も2%で継続。」としている。なお、役員報酬については「経営効率化の観点から全費目の洗い出しを行う中であわせて検討」としている。また、平成26・27年度における人件費全体の対応状況については「一般厚生費等の更なる削減の実施を行い、人件費合計では達成する見込み。」としている。
- 需給関係費のうち、購入電力料のさらなる削減への対応状況については「平成25年度は一部交渉不調により未達成、平成26年度は一部交渉継続中により契約締結済み分のみ計上したこと。また、平成27年度については、平成26年度の交渉状況により平成27年度を推定しているため未達成の見込み。」としている。また、卸電力取引所のさらなる活用への対応状況については「平成26・27年度は泊発電所の停止により販売は未達成の見込み。」としている。さらに、その他として「今回申請原価において平成27年度から導入する前提としていた亜瀝青炭について、泊発電所の停止長期化により導入が遅延となり未達成の見込み。」としている。なお、平成26・27年度における需給関係費全体の対応状況については「石油より安価な国内炭の追加調達など、今回申請原価に反映した一層の効率化などにより、需給関係費合計では達成する見込み。」としている。
- 設備投資関連費用および修繕費のうち、先行投資や不使用設備等に係る費用の削減への対応状況については「特別監査で指摘を受けた将来の設備増設等に対応するための先行投資など、既に設備が設置されていることから費用削減は困難であり、平成25～27年度まで未達成並びに未達成の見込み。」としている。なお、平成25～27年度における設備投資関連費用全体及び平成25～27年度における修繕費全体の対応状況については「資機材調達価格の更なる低減の実施により達成する見込み。」としている。
- 諸経費等のうち、節電・省エネ推進を目的とした費用等の削減への対応状況については「平

成25～27年度は未達成並びに未達成の見込みであるが、節電・省エネの推進は短期的には需要抑制、中長期的には電力設備の有効活用などによるメリットがあることから今後も効率化に努めつつ活動を継続し、状況に応じた活動の縮小を図る。」としている。なお、平成25～27年度における諸経費等全体の対応状況については「資機材調達価格の更なる低減の実施により達成並びに達成する見込み。」としている。

- 一方、査定方針案においては「北海道電力よりヒアリング及び資料の提出等を通じて確認を行ったところ、前回の料金改定時の査定方針で求めた原価算定期間を通じた経営効率化については、概ね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があり、原価を超える支出が見られた。原価上は織り込まれていないため、料金には反映されないものの、それに見合うべく他の費目で効率化の深堀りを行っているものと考えられる。他の費目で効率化の深堀りは通常であれば望ましく、効率化インセンティブを維持する観点から尊重されるべきである。しかしながら、財務基盤の毀損等を背景として再値上げを行う局面に当たっては、原価に織り込まれていない支出をしている限り、その分純資産が削られ要資金調達額が増えていく等の観点からは、効率化の深堀りによって生み出される原資は、需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきと考えられる。北海道電力においては、第18回小委員会において、「平成27年度の計画については、現時点で考えている取り組みを提示したものであるが、来年度に向けて引き続き、効率化のさらなる上積みを図っていく。なお、個別の査定項目への対応に関しては、先行投資に係る査定対応など一部達成できないものもあるが、経営全般にわたる効率化により吸収していく」、「厳しい収支状況ではあるが、現在取り組んでいる経営全般にわたる効率化の成果も見込まれることから、値上げ実施後の一定期間は値上げ幅を圧縮する等の措置を講じたいと考えている」と、表明した。あらためて、北海道電力においては、一段の経営効率化の取組を行うことを具体的に表明することを求めたい。その上で、コスト削減において一部未達となっていること等も踏まえ、更なる効率化の徹底により、需要家に還元する方策（需要家負担の急激な増加を緩和する措置）を検討し、実施することが期待される。」としている。（以下、【経営効率化】⑧～⑮において同じ。）

（査定方針案該当箇所：P 15）

⑧ 人件費削減について、平成25年度実績（120億円）が査定額（125億円）を達成していないが、平成26年度において更なる削減に取り組んでいるか。役員報酬の削減に積極的に取り組んでいるか。また、平成27年度計画では査定額を達成すべくどのような方針で臨むのか。

- 北海道電力は「平成25年度は、役員報酬の削減、従業員の月例賃金の削減や賞与の削減、さらには厚生費の削減にも取り組んだ結果、コスト削減額は120億円となり、前回申請時に計画した効率化額（125億円）に概ね達しているものの、役員報酬の削減および従業員の月例賃金の削減が年度途中（9月）からの実施であったことから未達成となった。」としており、「平成26年度は、上記削減の通年実施に加え、カフェテリアプランの付与ポイントの停止等により、更なる削減に取り組んでいく。この結果、平成26年度の効率化額は、現行の電気料金に反映している効率化額と、国から示された査定方針に基づく補正額の合計を上回る。」としている。
- 役員報酬については「経営効率化の観点から全費目の洗い出しを行う中であわせて検討していく。」としている。
- また「平成27年度についても平成26年度の取り組みの継続により、現行の電気料金に反映している効率化額と、国から示された査定方針に基づく補正額の合計を上回る見込み。」としている。
- 査定方針案においては上記⑦の通り。

⑨ 役員報酬については、平成24年度から段階的に減額幅を拡大しているとされているが、具体的にどの程度削減されているかを明確に説明しているか。

○ 北海道電力は「平成25年6月より取締役を1名減員し、総額を減額しており、報酬額は平成24年度から段階的に減額幅を拡大し、平成25年9月からは社内役員平均で50%を超える減額を実施している。」としており、今後については「経営効率化の観点から全費目の洗い出しを行う中であわせて検討していく。」としている。

○ 査定方針案においては上記⑦の通り。

⑩ 人件費中、退職給与金における運用による減少の補てんをしていることについて、明確に説明しているか。

○ 北海道電力は「退職給与金の年金資産運用収益率の設定について平成25年度は既に0%で決定済みだったため未達成となったが、平成26年度については2%に変更済み、平成27年度についても同様に2%で継続する。」としている。

○ 査定方針案においては上記⑦の通り。

⑪ 競争入札比率については、平成25年度実績が38%となり、目標（30%）を上回っているが、平成26年度及び平成27年度も引き続き高水準を目指すための具体的な方法を明確に説明しているか。

○ 北海道電力は「取引の代替性や市場性のある案件を対象として競争発注への移行に取り組むとともに、これまで取引先が限定的であった案件についても、一部仕様の緩和・汎用化により新規取引先の参入機会を広げることや、海外メーカーを見積先に加えることなどにより、競争拡大を図っている。」としている。

○ また「平成25年度は、これらの取り組みに加え、当社初のLNG発電所である石狩湾新港発電所の建設工事について競争発注を原則とした資機材調達に取り組んだ結果、泊発電所安全対策工事など競争の導入が困難な案件もあったものの、競争発注比率は38%となった。」としている。

○ さらに「平成25～27年度平均30%程度の目標の達成に向け、従来の取り組みをさらに推し進めるとともに、当社ホームページでの仕様の公開を通じた新規取引先の募集など、新たな取り組みも実施していく。」としており、加えて「東日本大震災以降の資機材調達に関する効率化の取り組みの有効性および妥当性を検証するため、社外専門家による検証を実施している。」としている。

○ 査定方針案においては上記⑦の通り。

⑫ 修繕費について、平成26年度は、供給リスクを大幅に増加させない範囲で繰延べを進めるとされているが、繰延べによりかえって修繕費用が過大になった例がないかの検証はなされているか。

○ 北海道電力は「修繕工事の一部については、異常な兆候を早期発見するための監視強化を行いつつ、本格工事の代替措置として応急措置を行ったり、計画的な予防保全から事後保全への対応拡大を図ることで、繰り延べを実施している。繰り延べ可否の判定に当たっては設

備の重要度、劣化・損傷の状況、不具合発生時の影響度などを考慮しており、個々の供給支障リスクを大幅に増加させることなく、電力供給システム全体で安定供給を維持するようにしている。実際、繰り延べた中には、その後該当箇所に故障が生じるものもあるが、先の判定に当たっては不具合発生時の金銭的な影響の大きくないものを中心に選定している。」としている。

○ 査定方針案においては上記⑦の通り。

⑬ 平成26年度の普及開発関係費等の削減の主な取組として、「省エネ情報館」の閉鎖などを挙げているが、平成26年度及び平成27年度に更に削減できる事業や削減時期の前倒しの余地はないか。

○ 北海道電力は「普及開発関係費等については、効率的なエネルギー利用に係る活動内容の精査やイメージ広告の休止などによる支出削減に努めており、平成26年度については、「ほくでん住まいの省エネ情報館 マドレ」を6月に閉鎖したほか、広報紙（「あなたのでんき」）のモノクロ化などのコスト削減に努めている。今後も、次年度以降への影響を勘案しつつ、一時的に支出削減が可能な案件を積み重ねることにより、一層の削減を図る。」としている。

○ 査定方針案においては上記⑦の通り。

⑭ 資産売却（営業拠点の土地・建物、有価証券等）、グループ会社の再編・統廃合等について、平成26年度及び27年度における更なる取組の余地はないか。

○ 営業拠点の土地・建物の売却について、北海道電力は「本店には中央給電指令所や中央情報通信所など、電力の安定供給に必要な最重要施設があることから、売却は考えていない。また、支店・営業所・電力センターなどについても、電力の安定供給に欠かすことのできない流通設備の制御・運用に必要なシステムや重要設備を有しており、これら設備の移転に際しては多額の費用を要することに加え、移転先の確保も容易でないことから、売却は考えていない。」としている。

○ 有価証券の売却については「これまで、保有する有価証券のうち、当初の投資目的に照らし保有意義が薄れたと判断したものについては、適宜売却してきた。今後も、これまでと同様の考えに基づき、検討を進めていく。」としている。

○ グループ会社の再編・統廃合等については「これまで、経営環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、グループ内経営資源の有効活用を図るため、事業の再編・統廃合などを実施してきた。平成16年に最大19社あったグループ会社は13社にまで減少しており、引き続き効率的なグループ経営を目指し、本社とグループ会社が一体となった取り組みを進めていく。平成27年3月には、サッカークラブの運営などを行っている「ほくでんスポーツフィールドズ」が営業を終了する予定。」としている。

◇グループ会社の再編・統廃合について（第18回電気料金審査専門小委員会参考資料1）

		内容	概要
平成14年4月	合併	・北海道プラントサービス(株) ・苫小牧共同発電(株)	発電・設備保守業務の統合 (北海道パワーエンジニアリング(株)設立)
平成14年4月	合併	・北海道電気工事(株) ・(株)テクセル	送変電・配電部門の建設工事業務等の集中化 (北海道電気工事(株)に統合)
平成14年10月	統合 再編	・北電興業(株) ・(株)北海道都市建築総合事務所	土木・建築設計業務の集中化 (北電総合設計(株)設立)
平成17年4月	統合 再編	・北海道用地(株) ・北海道電気工事(株) ・北電興業(株)	送変電保守業務、不動産管理業務の集中化 送変電保守業務：北海道電気工事(株)に統合 不動産管理業務：北電興業(株)に統合
平成19年3月	事業整理	(株)生物有機化学研究所を解散	—
平成19年4月	合併	・北電営配エンジニアリング(株) ・(株)ほくでんライフシステム	営業・配電業務の統合 (ほくでんサービス(株)設立)
平成19年5月	事業整理	健康クリエイト北海道(株)の株式を譲渡	—
平成19年9月	事業整理	(株)ほくでんデジタルパートナーを解散	—
平成24年10月	事業整理	(株)エナジーフロンティアを解散	—
平成24年12月	事業整理	北海道フードフロンティア(株)の株式を譲渡	—
平成27年3月 (予定)	事業整理	(株)ほくでんスポーツフィールドズ	営業終了予定

○ 査定方針案においては上記⑦の通り。

⑮ 電力中央研究所への支出削減が十分行われているか。

○ 北海道電力は「電力中央研究所（以下、電中研）分担金の平成25年度実績については、当社の財務状況を踏まえて電中研と協議した結果、研究内容を精査した上で、一部研究の休止・繰り延べ、人件費や運営経費などの効率化を反映することで、平成24年度から1.6億円を削減し、9億円に減額している。今後も電中研が電力共通の課題解決に資する研究を維持した上で、引き続き効率化による費用低減に努めるよう求めている。」としている。

○ 査定方針案においては上記⑦の通り。

【料金体系】

⑯ 消費者が電気料金を節約できる新たなメニューを提供するとともに、既存メニューも含めて前回値上げ時よりも積極的に広報・普及に取り組むこととしているか。

○ 北海道電力は「お客さま選択肢の拡大および電気のご使用方法の工夫によるご負担軽減を目的として、ピーク抑制型時間帯別電灯のピーク時間（冬期間の16時～18時）および3時間帯別電灯の午後時間（13時～18時）に、新たなバリエーションを追加することについて検討している。」としている。

○ また「昨年の値上げに続き、今回、更なるご負担をお願いすることとなることから、検針時に配布するお知らせチラシの紙面の拡大やすべてのお客さまを対象とした説明会の開催、オール電化住宅にお住まいのお客さまへのダイレクトメール送付によるご説明を行うなど、前回以上に丁寧な周知・ご説明を行っている。」としている。

⑰ 大幅な値上げであることを踏まえ、消費者のための激変緩和措置を講じる必要がある。そのための方策が具体的に検討されているか。

○ 消費者のための軽減措置について、北海道電力は「厳しい収支状況ではあるが、現在取り組んでいる経営全般にわたる効率化の成果も見込まれることから、値上げ実施後の一定期間は値上げ幅を圧縮する等の措置を講じてまいりたいと考えたい。」としている。

⑱ 供給約款料金及び選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。特にオール電化住宅は、電気使用量が多いために値上げ額が大きくなっている。平成27年度も灯油からのシフトをする家庭が増加するとの想定だが、オール電化を導入していない場合との平等性は確保されているか。

○ 北海道電力は「今回の値上げは、電源構成の変動による燃料費等の費用増加を電気料金に反映するためのものであるため、お客さまにおける負担の公平性や分かりやすなどを総合的に勘案して、お客さまの電気のご使用に対応する電力量料金単価に一律の上乗せ単価を加算することを基本に料金設定している。」としている。

○ 査定方針案においては「選択約款の設定については、電気事業法上「設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合」に設定でき、供給約款及び選択約款による収入と総原価等が一致することが求められている。北海道電力の供給約款料金及び選択約款料金の単価については、供給約款料金の単価が割高に設定されるといった事実は確認されなかった。」としている。

(査定方針案該当箇所：P 51)

⑲ 三段階料金の段階別料金設定において、少額一般家庭利用者にとって負担が緩和されるための方策が検討されているか。

○ 北海道電力は「今回の値上げについては、お客さまのご使用量に応じて発生する費用である燃料費などのご負担となることから、お客さまの電気のご使用量に対応する電力量料金単価を一律の幅で値上げさせていただくこととしており、三段階料金についても、値上げ幅に格差は設けていない。なお、段別の格差を「率」で見ると、今回の改定では、一律の値上げ幅となっていることから段別格差率は縮小（1－2段：0.76→0.80、2－3段：1.13→1.11）となるが、段別の格差を「単価差」で見ると、前回改定において一定の水準まで拡大した単価差が維持（1－2段：6.18円、2－3段：3.40円）されている。」としている。

【今後の料金値下げ】

⑳ 今般の値上げ認可申請は電源構成変分認可制度によるものである。今後、電源構成の変動が今般の認可申請において想定している時期よりも早く解消された場合には、速やかに料金値下げが実施されることを確保できる措置がとられているか。また、想定通りの時期以降であっても、原価算定期間内に解消された場合には、原価算定期間終了後、速やかに費用削減分を引き下げること確保する措置がとられているか。さらに、原価算定期間終了後に、改定の原因となった事象が解消された場合には、各号機の再稼働に応じて順次、速やかに再稼働による原価低減分の値下げを行うことを確保する措置がとられているか。それぞれの場合に、1～3号機の再稼働時期に応じて原価低減分や値下げ幅が消費者に分かるよう、事例などを用いて具体的に情報開示を行っているか。

- 今後の料金値下げについて、北海道電力は「①料金の前提より早く再稼働した場合、泊発電所の営業運転復帰後、原価算定期間内に速やかに値下げする。②料金の前提より遅く再稼働（原価算定期間内に稼働）した場合、原価算定期間終了後に速やかに値下げする。③原価算定期間終了後に再稼働した場合、営業運転復帰後、速やかに値下げする。」としている。
- また「速やかに」の目安は営業運転復帰後遅くとも2カ月以内（または原価算定期間終了時）を考えている。」としている。
- なお、1～3号機の再稼働時期に応じた原価低減分や値下げ幅については「どれぐらい下がるのかということについては、どのタイミングで再稼働できるのかといったことにもよってくることから、現時点でいくらになるのか答えるのは難しい状況。」としている。
- 査定方針案においては、以下の通りとしている。
 - (1) 基本的な考え方
 - ・「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成24年3月）に記載されているとおり、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある。
 - ・今回の北海道電力の値上げ申請は、泊原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、泊原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を附す。
 - ・値下げの具体的な内容については、以下の通り考えるべきである。
 - (2) 再稼働時期（※）と値下げ時期との関係
 - ①原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合
 - ・今回の北海道電力の申請においては、泊原子力発電所の3号機が平成27年11月、1号機が平成28年1月、2号機が平成28年3月に再稼働することを前提として、前回認可時よりも増加する燃料費等の追加費用が計上され、値上げ率が算定されている。
 - ・このように、泊原子力発電所が1基ずつ再稼働することが前提とされている以上、原則として、
 - (i) 各号機が1基でも想定よりも早く再稼働する場合においては、それにより削減される燃料費等のコスト分を需要家に還元するため、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきである。その際、他の各号機については、想定どおりの時期に再稼働する想定に基づくことを前提とすることが考えられる。
 - (ii) 仮に1基のみ想定よりも早く再稼働するが、残りの2基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的な場合であっても、燃料費等の追加費用が、今回認可時の想定を下回ることが明らかとなる場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきである。
 - (iii) 上記 (i)・(ii) において原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後、新たな原価算定期間の下で原価を再算定することにより、再稼働による燃料費等の費用削減効果を最大限織り込むことが可能となることから、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきである。
 - ・なお、速やかな値下げを行う必要性と、値下げ率の計算や事務手続、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップ等を考慮し、原価算定期間内に値下げを行う場合には、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。（ただし、翌々月の到来が原価算定期間終了をまたぐ場合においては、原価算定期間終了時点とする。）
 - ②原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合
 - ・今回の値上げは、原価算定期間において各号機がすべて想定通りに再稼働することを前提としているため、1～3号機がすべて想定よりも遅れて再稼働する場合は、原価算定期間内の値下げは求められないのが原則である。
 - ・他方、原価算定期間内に、想定より遅れても1基でも再稼働していれば、原価算定期間後

はそれを前提として料金を算定することが可能であることから、原則として、原価算定期間終了後直ちに値下げを行うべきである。

③原価算定期間後に再稼働する場合

- ・原価算定期間後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきである。その際、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

※原則として営業運転開始時

(3) 値下げ率

- ・再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難である。
- ・したがって、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認すべきである。
- ・なお、中長期的に考えれば、北海道電力においては、少なくとも昨年（平成25年）改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。

(4) 電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ

- ・値下げの実施時期や値下げ幅（値下げ率）等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。

（査定方針案該当箇所：P 55、P56）

- ② 原価算定期間内に、今回の値上げの原因となった自助努力の及ばない電源構成の変動が解消されない場合であっても、原価算定期間内は値上げは行わないことを確保する措置がとられているか。

- 北海道電力は「料金の前提より遅く再稼働（原価算定期間内に稼働）した場合であっても、原価算定期間中は今回の料金を維持する。」としている。

【今後、中長期的に取り組むべき事項】

- ② 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、原子力政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項である。再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、十分な検討と説明・情報提供をすることにしているか。

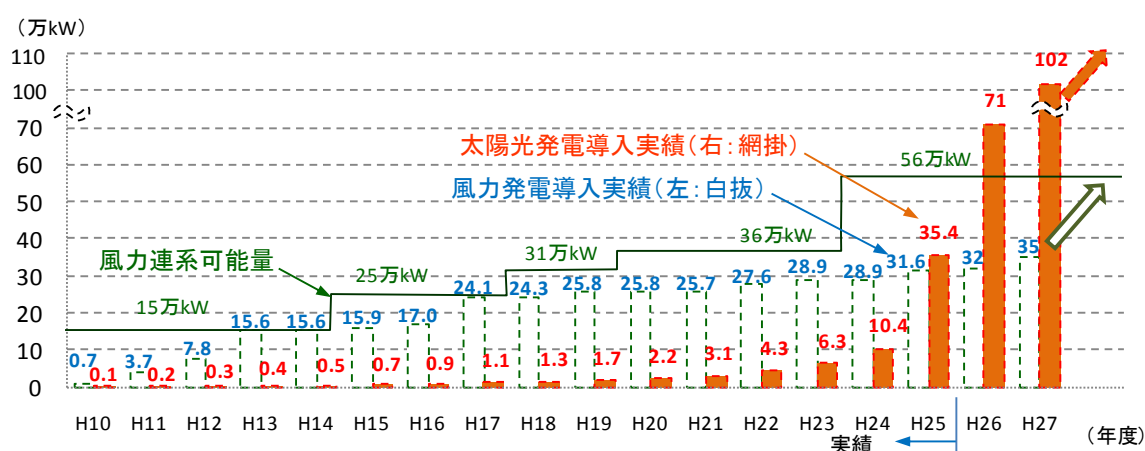
- エネルギー政策については、いかなる事態においても国民生活や経済活動に支障がないようエネルギー需給の安定に万全を期することが重要であり、本年4月に、中長期的なエネルギー政策の方針を定める、エネルギー基本計画が閣議決定された。エネルギー基本計画において、原子力発電については、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けるとともに、徹底した省エネルギー社会の実現と、再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、原発依存度を可能な限り低減することを基本方針としている。また、再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくとし、そのための系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発などを着実に進めることとしている。さらに、エネルギーの多様化については、あらゆる面（安定供給、コスト、環境負荷、安全性）で優れたエネルギー源はなく、現実的かつバランスの取れたエネルギーの需給構造を作っていく必要が

あるとの観点から、エネルギー基本計画を踏まえ、原発の再稼働、再生可能エネルギーの導入や、COPなどの地球温暖化問題に関する国際的な議論の状況等を見極めて、出来るだけ早くベストミックスを設定していくこととしている。このような状況下、国民各層において不安や多様な意見があるところと承知しており、様々な機会をとらえて情報発信に努めるとともに、頂いた御意見等を踏まえ、責任あるエネルギー政策を構築してまいりたい。

②③新エネルギーの原価への織り込みについて、連系可能手段の整備や調整力などについて明確に説明しているか。

- 北海道電力は「新エネルギーは低炭素社会の実現に向けて重要である一方、風力発電や太陽光発電は気象状況により出力が大きく変動するため、導入に当たっては電力品質に与える影響への配慮が必要。」としている。
- 具体的には「風力発電については、実績データに基づき系統影響を評価し段階的に連系可能量を拡大し、自社調整力により36万kWまで拡大可能であるが、風力導入拡大に向け、東京電力（株）と共同で北本連系設備を活用した実証試験を計画し、連系可能量を20万kW拡大することで56万kWまで拡大。太陽光発電については、火力発電の出力調整により70万kW（出力抑制対象である500万kW以上の太陽光）まで拡大可能。この他、大型蓄電池実証試験や家畜系バイオマス発電に係る研究開発等、新エネルギー導入拡大に向け引き続き取り組んでいく。」としており、「今回の原価では既存調整力において最大限連系可能な範囲内で織り込んでいる。」としている。

◇風力発電、太陽光発電の導入状況（第17回電気料金審査専門小委員会資料4）



②④ 今後の新エネルギー普及に応じて焚き減らしがどのように可能で、それが料金値下げにどう影響するかについて明確に説明しているか。

- 北海道電力は「固定価格買取制度による再生可能エネルギー（以下、再エネ）の購入費用（他社購入電源費）は、料金原価上、再エネを買い取ることによる燃料費等の減少分（回避可能費用）を織り込んでいる。回避可能費用を上回る分は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、再エネ賦課金）」として、電気料金とは別に負担いただいている。再エネの導入量が増加した場合、料金原価上は、他社購入電源費が増加するが、火力発電の焚き減らし等により燃料費等は減少する。一方、お客さまにご負担いただく「再エネ賦課金」は、再エネ導入量に応じて増加する。」としている。

以上